

Inter partes review における補正上の留意事項

2014年05月12日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

USPTO に係属中の出願に対する第三者による情報提供が有効でないと考えられる場合、特許登録後に利用できる制度である IPR (Inter partes review) を利用することが可能です。IPR は、競合他社の特許を攻撃する上で有効な手段であり、しかも、訴訟費用と比較すると、費用が遥かに安く済むと共に立証責任が低いというメリットを有しています。これらのメリットに鑑み、Acting Vice Chief Judge Scott Boalickによれば、IPR 手続開始から既に 1,100 を超える手続請求が行われており、2014 年 4 月の間だけでも既に約 80 件の IPR 手続が請求されています。

このように、IPR は、第三者にとって競合他社の特許を攻撃する上で有効な手段である一方、特許権者にとっては特許クレームの補正を余儀なくされることがあります。そのような場合、慎重に且つ補正に係る規則に規定の要件を充足するように特許クレームの補正を行う必要があります。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.